

徳島県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年九月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
徳島市勝占町 勝浦川土地改良区	令和三年五月二十六日
徳島市国府町 北井上西部土地改良区	同
三好市池田町 池田土地改良区	同